平成28年度

国民健康保険特別会計決算状況のお知らせ

～国民健康保険加入者のみなさまへ～

健康福祉課　健康推進係　☎64・1120

国民健康保険は、職場等の健康保険に加入されていない方を対象に、病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるよう、みんなで支え合う相互扶助を目的とした医療保険制度です。加入されている被保険者の皆さまから納入いただいた国民健康保険税と国、県、町からの負担金等により運営されています。以下に平成28年度の決算をご報告いたします。

用語の説明

●歳　入

国庫支出金	国保事業の健全な運営と円滑な推進のため、国が行う各種の負担金・補助金です。
療養給付費交付金	退職被保険者の医療給付に要する費用に充てるための交付金です。その財源は被用者保険等から拠出されます。
前期高齢者交付金	65歳から74歳までの方の加入率が全国平均を上回る市町村国保に交付される交付金です。
県支出金	県が行う各種の負担金・補助金です。
共同事業交付金	高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和し、市町村国保間の平準化を図るために、市町村国保が一定の割合で拠出金を出し合い、国・県の財政支援を受け交付される交付金です。
繰入金	一般会計からの繰入金です。

●歳　出

総務費	各種事務費等国保事業を運営するために必要な一般的経費です。
保険給付費	療養給付費・療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費など、医療機関または国保加入者に支払うための費用です。
後期高齢者支援金	後期高齢者医療制度のもとで、国保が後期高齢者の医療費の支払いのために負担する支援金です。
前期高齢者納付金	歳入の前期高齢者交付金のもとで、保険者から納付される概算前期高齢者納付金を財源にして、交付対象保険者に均等に交付されている納付金です。
介護納付金	介護保険制度のもとで、国保が介護給付費の支払いのために負担する納付金です。
共同事業拠出金	歳入の共同事業交付金に充てるために、市町村国保が拠出するための費用です。

平成28年度決算

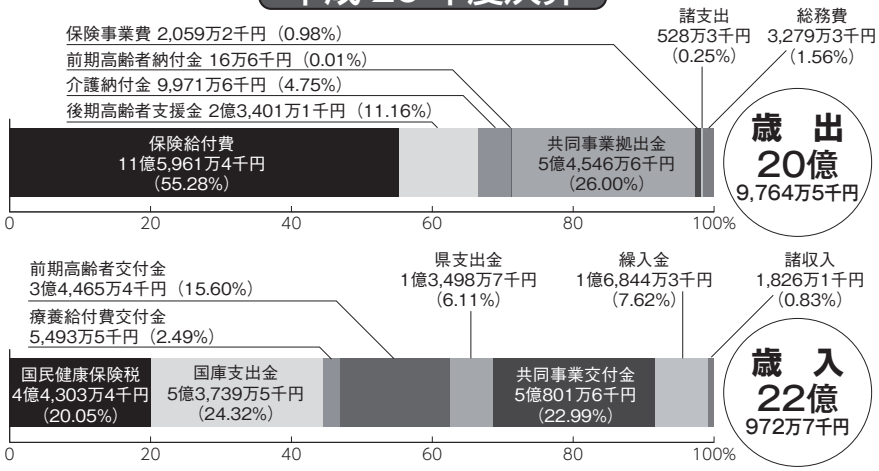

国保税率が改正されます

平成３０年度から、和歌山県が国民健康保険の財政責任主体となります。制度改正に伴い、国からの交付金が増額され、所得割、均等割、平等割については引き下げ、資産割につきましては、廃止となります。

		改正前		改正後	増減幅
医療分	所得割（%）	9.25	→	9.10	－0.15
	資産割（%）	45.00	→	0.00	－45.00
	均等割（円）	27,600	→	27,500	－100
	平等割（円）	28,800	→	23,600	－5,200
介護分	所得割（%）	3.55	→	2.70	－0.85
	均等割（円）	10,000	→	9,500	－500
	平等割（円）	8,000	→	6,600	－1,400
後期支援分	所得割（%）	3.20	→	2.80	－0.40
	均等割（円）	8,000	→	そのまま	
	平等割（円）	7,000	→	6,400	－600

また、地方税法の改正に伴い次のとおり変更となります。

・医療分に係る賦課上限額が引き上げとなります。

平成２９年度	平成３０年度
５４万円	５８万円

・均等割額及び平等割額の軽減対象となる世帯の所得が拡大されます。

軽減割合	平成29年度	平成30年度
5割	33万円＋（27万円×世帯の被保険者数）以下	33万円＋（27.5万円×世帯の被保険者数）以下
2割	33万円＋（49万円×世帯の被保険者数）以下	33万円＋（50万円×世帯の被保険者数）以下